国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則を次のとおり改正する。

国立人子法人果兄晨工人子官理職于自文紹神則を次のとわり以上す	つ 。
現行	

本則

(支給範囲)

第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。

組織	職務区分	適用区分
大学院	研究院長	I種
	学府長	I 種(生物システ
		ム応用科学府長
		にあってはⅡ種)
	研究科長	Ⅲ種
	専攻長(国際環境農学専攻及び産業 技術専攻に限る。)	VI種
学部	学部長	I種
	学科長	VI種
図書館	図書館長	Ⅲ種
大学教育セン ター	センター長	Ⅲ種
	副センター長	V種
先端産学連携 研究推進セン ター	センター長	Ⅲ種
	副センター長	V種
	チーム長(専任教員である者を除 く。)	VI種
国際センター	センター長	IV種
	副センター長	VI種
保健管理セン ター	センター所長	V種
総合情報メデ ィアセンター	センター長	V種

本則

(支給範囲)

第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。

改正

備考

組織	職務区分	適用区分
大学院	研究院長	I種
	学府長	I 種(生物システ
		ム応用科学府長
		にあってはⅡ種)
	研究科長	Ⅲ種
	専攻長(国際環境農学専攻及び産業 技術専攻に限る。)	VI種
	学部長	I種
	学科長	VI種
図書館	図書館長	Ⅲ種
大学教育セン ター	センター長	Ⅲ種
	副センター長	V種
先端産学連携 研究推進セン ター		Ⅲ種
	副センター長	V種
	チーム長(専任教員である者を除く。)	VI種
国際センター	センター長	IV種
	副センター長	VI種
保健管理セン ター	センター所長	V種
総合情報メデ ィアセンター	センター長	V種

附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサ エンス教育研究センター長	IV種	附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサ エンス教育研究センター長	IV種
	農学部附属動物医療センター長	V種		農学部附属動物医療センター長	V種
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種		農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種
	評議員(部局長である者を除く。)	IV種	本部	副学長(理事である者を除く。)	<u>Ⅲ種</u>
会 事務局	事務局長	I 種	教育研究評議 会	評議員(部局長である者を除く。)	IV種
	部長	Ⅱ種	事務局	事務局長	I種
	副部長	Ⅲ種		部長	Ⅱ種
	事務長 課長(学生総合支援課長、 <u>研究支援</u> 課長、総務課長及び財務課長に限 る。)			副部長 事務長 課長(学生総合支援課長、 <u>戦略企画</u> 課長、総務課長及び財務課長に限	Ⅲ種
	課長	IV種		る。)	
	課長補佐及び事務長補佐(室長を命 ぜられた者に限る。)	V種		課長	IV種
事務局以外の 事務組織	監査室長	IV種		課長補佐及び事務長補佐(室長を命 ぜられた者に限る。)	V種
				監査室長	IV種
	課長補佐(室長を命ぜられた者に限 る。)		事務局以外の		1112
	[nº]		事務組織	課長補佐(室長を命ぜられた者に限 る。)	V種

附 則(細則第5号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。